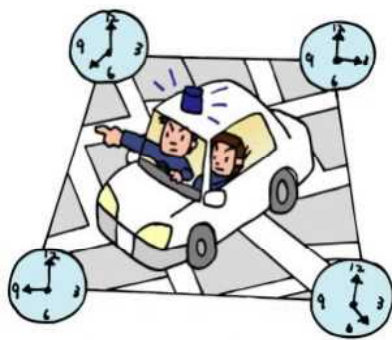


令和6年9月

青色防犯パトロールに関する 申請ガイドブック

青色防犯パトロール
で犯罪の起きにくい
環境づくり！



宮城県警察本部生活安全企画課

青色防犯パトロールで犯罪の起きにくい環境づくり！

青色防犯パトロールとは、青色回転灯等を装備した自動車により自分たちの住む地域などの防犯パトロールを行う、自主防犯活動のことをいいます。

防犯パトロールとは、ホットスポットパトロールのように駅や公園などの犯罪多発地域をパトロールすることで犯罪者に警告を与え、住民には安心感を与えるものですが、青色防犯パトロールは、地域の住民や事業者が関わることで地域住民の安全に対する関心が高まり、地域の連帯が強くなる効果が期待できます。

- 青色回転灯等は視認性が高いため、犯罪抑止効果が期待できる
- 地域住民に安心感を与え、注意を喚起することができる
- 夜間や悪天候などにも影響されずにパトロールを行うことができる
- 少ない人数で広範囲をパトロールすることができる

地域の仲間と協力して行動し、見守る力を高めることで地域の犯罪抵抗力向上が期待できる。



このような青色防犯パトロールですが、始めるに当たっては事前に警察から証明書や標章等の交付を受け、最寄りの陸運支局等への申請が必要です。

このガイドブックでは、皆さんが青色防犯パトロールを新たに始めるときに必要な手続だけでなく、始めた後に必要となってくる手続も載せていますので、これを手元に保管し、適正な青色防犯パトロールが行われるように努めてください。

目 次

第1 証明申請の手続	1
1 団体の要件	
2 証明申請に必要な書類	
3 申請の流れ(フローチャート)	
第2 再交付申請の手続	5
1 再交付申請に必要な書類	
2 申請の流れ(フローチャート)	
第3 証明書記載事項変更申請の手続	6
1 申請が必要となる事由	
2 証明書記載事項変更申請に必要な書類	
3 申請の流れ(フローチャート)	
第4 パトロール実施者変更申請の手続	9
1 パトロール実施者変更申請に必要な書類	
2 申請の流れ(フローチャート)	
第5 返納届について	10
1 返納届に必要な書類	
2 手続の流れ(フローチャート)	
第6 デモンストレーション等運行実施申請について	11
1 「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」として 認められるケース	
2 デモンストレーション等運行実施申請に必要な書類	
3 手続の流れ(フローチャート)	
第7 証明の取消しについて	13
1 証明が取り消されることがある場合	
2 取消し通知	
3 取消し手続の流れ(フローチャート)	

～参考資料～

- ◆ 各種申請書類記載例
- ◆ 申請必要書類一覧表

第1 証明申請の手続

新たに青色防犯パトロールを開始する場合には、事前に警察から証明書等の交付を受けなければなりません。

新たに青色防犯パトロールを行おうとする場合は、活動始める前に、警察から青色防犯パトロールを適正に行うことができる団体である旨の証明を受けなければなりません。もし、警察からの証明を受けないまま自動車に青色回転灯等を付けて運行すると、道路運送車両法の不正改造等の禁止違反に当たります。

このため、新たに青色防犯パトロールを開始する場合には、警察に対し必要な証明を受けるための「証明申請」を行わなければなりません。

1 団体の要件

証明申請に当たっては、これから青色防犯パトロールを行おうとする団体について、次の①～④のいずれにも適合していることが必要です。

① 自主防犯パトロールを適正に行うことが出来ると認められる団体等であること

- 1 宮城県又は市区町村
- 2 宮城県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に定める一般社団法人又は特定非営利活動促進法第10条第1項に定める法人であって、その設立目的が地域安全活動であるもの
- 4 地方自治法第260条の2第1項の規定による市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- 5 上記1～4と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
- 6 上記1～5のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

② 継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること

自主防犯パトロール活動の実績や活動計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

※ 最低でも、週1回以上青色防犯パトロールを実施していただく事が必要

です。

下記③の観点からも、配達、出勤その他の業務を兼ねて行うことは認められません。

③ 予想される事案に迅速適切に対応できること

地域住民からの急な訴えや犯罪等を目撃したときに、適切に対応できるようにするための青色防犯パトロール講習を受講していること。

④ 自主防犯パトロールが適正に行われると認められること

自主防犯パトロールが下記の事項に反しない方法で実施されると認められること。

- 1 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して使用すること。
- 2 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）。
- 3 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- 4 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものであること。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- 6 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- 7 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）。

⑤ 講習を受講している構成員がいること

青色防犯パトロールを実施するためには、警察が行う「青色防犯パトロール講習」を受講する必要があります。

証明申請を行う場合にも、当該団体に同講習を受講された方が在籍する必要があります。

2 証明申請に必要な書類

新たに青色防犯パトロールを行おうとする場合は、その団体の代表者が、当該青色防犯パトロールを行おうとする地域を管轄する警察署の生活安全課に「証明申請」を行ってください。パトロールをしようとする地域が、複数の警察署の管轄にわたるときは、当該地域を管轄するいずれかの警察署に申請してください。

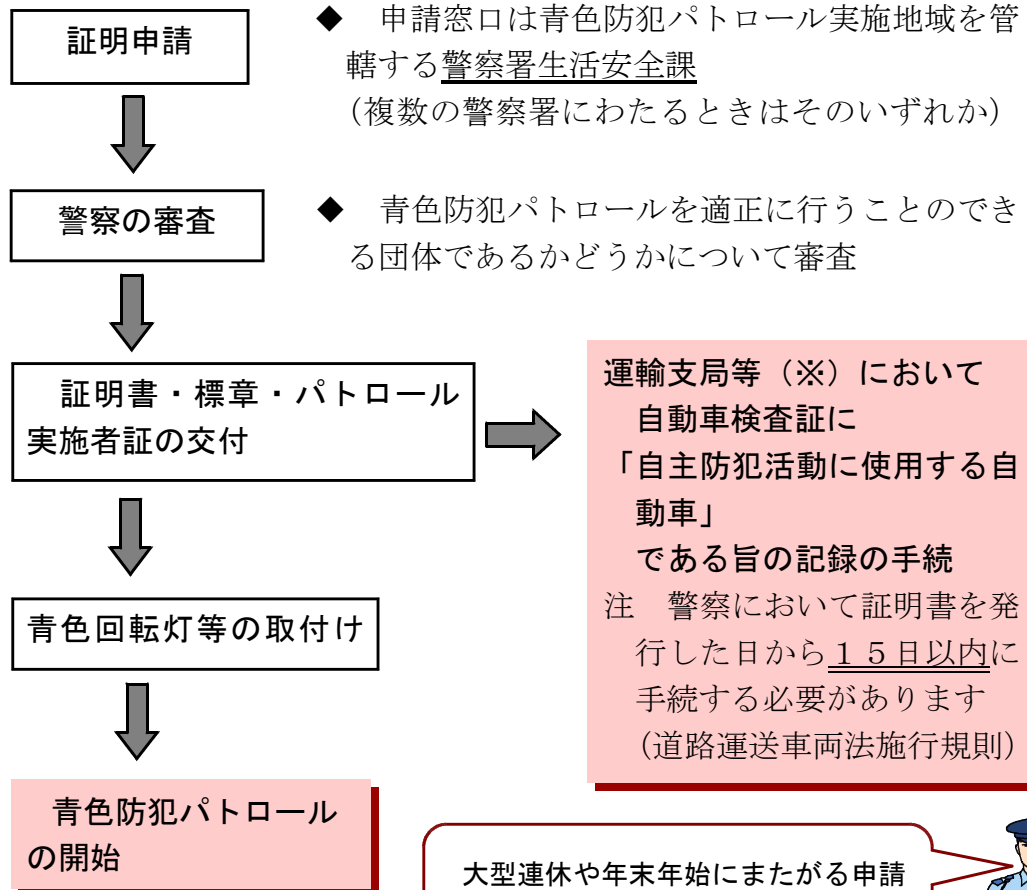
申請に必要な書類は下記のとおりです。

- 1 証明申請書（別記様式第1号）
- 2 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）
「団体の規約」、「会員名簿」又は「パトロール計画書」がある場合は添付してください。
- 3 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）
「青色防犯パトロール講習受講年月日」を必ず記入してください。
実施者の氏名が確認できる資料（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 4 誓約書（別記様式第4号）
- 5 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面及び自動車の塗色が分かる写真
他の団体等から自動車を借り受けてパトロールを実施する場合には、当該自動車についての「使用承諾書」を添付してください。ただし、申請団体の構成員名義の車両を申請団体が借り受けて使用する場合には、使用承諾書は必要ありません。
※ 例：「〇〇パトロール隊」の青色防犯パトロールに同隊の隊員である△△名義の車両を使用する場合
- 6 青色回転灯等の取付け位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
予定している自動車に青色回転灯等を取り付けている状況を撮影した写真又は同状況が分かる図面を添付してください。
- 7 取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
取り付ける青色回転灯等に関する取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付してください。
- 8 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
団体名称等の表示を取り付けている状況を撮影した写真又は、同状況（表示内容、大きさ）が分かる図面を添付してください。
- 9 委嘱関係が分かる資料
団体区分が「宮城県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「知事等」という）から防犯活動の委嘱を受けた団体」又は「都道府県知

事等から委嘱を受けた者により構成される団体」の場合には、委嘱関係が分かる資料（委嘱状、条例文など）を添付してください。

3 申請の流れ(フローチャート)

証明申請の流れは下記のとおりです。



※ 運輸支局等の窓口

◆ 普通車

東北運輸局宮城運輸支局

住 所： 仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号

連絡先： 022-235-2513

FAX： 022-235-9789

◆ 軽自動車

軽自動車検査協会宮城主管事務所



住 所： 仙台市宮城野区中野4丁目1番地の38
連絡先： 050-3816-1830
FAX： 022-388-6352

第2 再交付申請の手続

警察から交付を受けた証明書、標章又はパトロール実施者証を紛失したときは、警察で再交付してもらう必要があります。

証明書の交付を受けた団体が、証明書を紛失したとき及び標章若しくはパトロール実施者証を紛失又は破損してしまったときは、申請した警察書で「再交付」の手続が必要です。

◆ 証明書

青色防犯パトロールを適正に行うことができる団体として警察本部長が証明するもの

◆ 標 章

申出を受けた車両が青色回転灯等を装着できる車両であり、かつ、点灯させて自主防犯パトロール中であることを表示するもの

◆ パトロール実施者証

青色回転灯等を装着した車両による自主防犯パトロールを実施する者であることを証明するもの

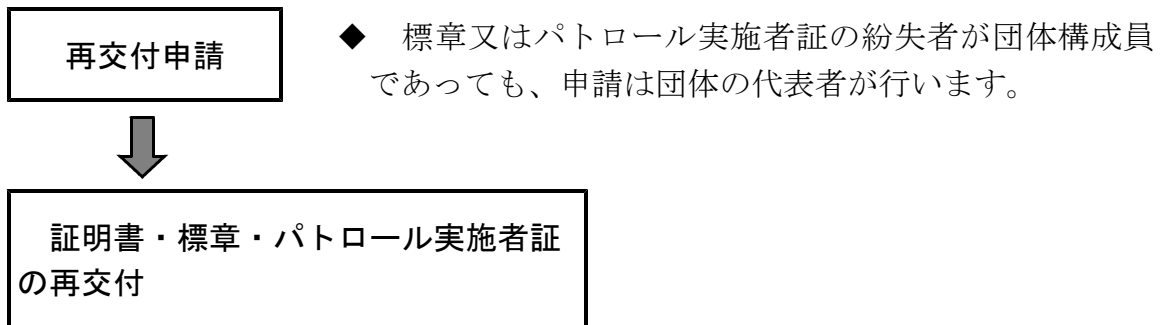
1 再交付申請に必要な書類

再交付申請に必要な書類は下記のとおりです。

再交付申請書（別記様式第8号）

2 申請の流れ(フローチャート)

再交付申請の流れは下記のとおりです。



- ◆ 紛失や破損させてしまった経緯等について、警察署担当者が確認します。
その際、紛失に係る経緯等が分かる報告書やてん末書を提出していただきます。
- ◆ き損若しくは汚損した証明書、標章又はパトロール実施者証は、再交付申請時に警察へ返納してください。
- ◆ 紛失者は、この手続とは別に警察署又は交番・駐在所において「遺失届」の提出をお願いします。

第3 証明書記載事項変更申請の手続

団体の名称、代表者、パトロールに使用する自動車の変更等がある場合には、証明書記載事項変更申請を行う必要があります。

警察から交付された証明書に記載されている事項を変更しようとするときは、申請した警察署に「証明書記載事項変更申請」を行う必要があります。

1 申請が必要となる事由

下記の事項を変更しようとするときは、証明書記載事項変更申請が必要となります。

- 1 団体の名称又は所在地
- 2 代表者の住所又は氏名
- 3 使用車両の追加又は削除
- 4 既に申請している車両の記載事項の変更
- 5 パトロール実施地域の拡大又は縮小

2 証明書記載事項変更申請に必要な書類

証明書記載事項変更申請に必要な書類は、変更しようとする事項によって異なります。

① 団体の名称又は所在地の変更

- 1 証明書記載事項変更申請書（別記様式第9号）
 - 2 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料（団体名称変更のみ）
 - 3 交付を受けている証明書
 - 4 交付を受けている標章（全車両分）
 - 5 交付を受けているパトロール実施者証（全員分）
- ※ 4、5については団体の名称変更の場合のみ添付

② 代表者の住所又は氏名の変更

- 1 証明書記載事項変更申請書（別記様式第9号）
- 2 誓約書（別記様式第4号）～新たに代表者となる者が作成
- 3 交付を受けている証明書

③ 使用車両の追加又は削除

- 1 証明書記載事項変更申請書（別記様式第9号）
 - 2 新たに青色回転灯等を装備する自動車（以下「追加車両」という。）の自動車検査証記録事項が記載された書面及び自動車の塗色が分かる写真
 - 3 追加車両について、青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
 - 4 追加車両について、取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料等
 - 5 追加車両について、団体の名称及び自主防犯パトロール中であるとの表示について、大きさや形状が分かる資料
 - 6 交付を受けている証明書
 - 7 標章（削除する車両のもの）
- ※ パトロールに使用する車両を削除するだけ（追加する車両なし）の場合は2～5は不要です。

④ 既に申請している車両の記載事項の変更

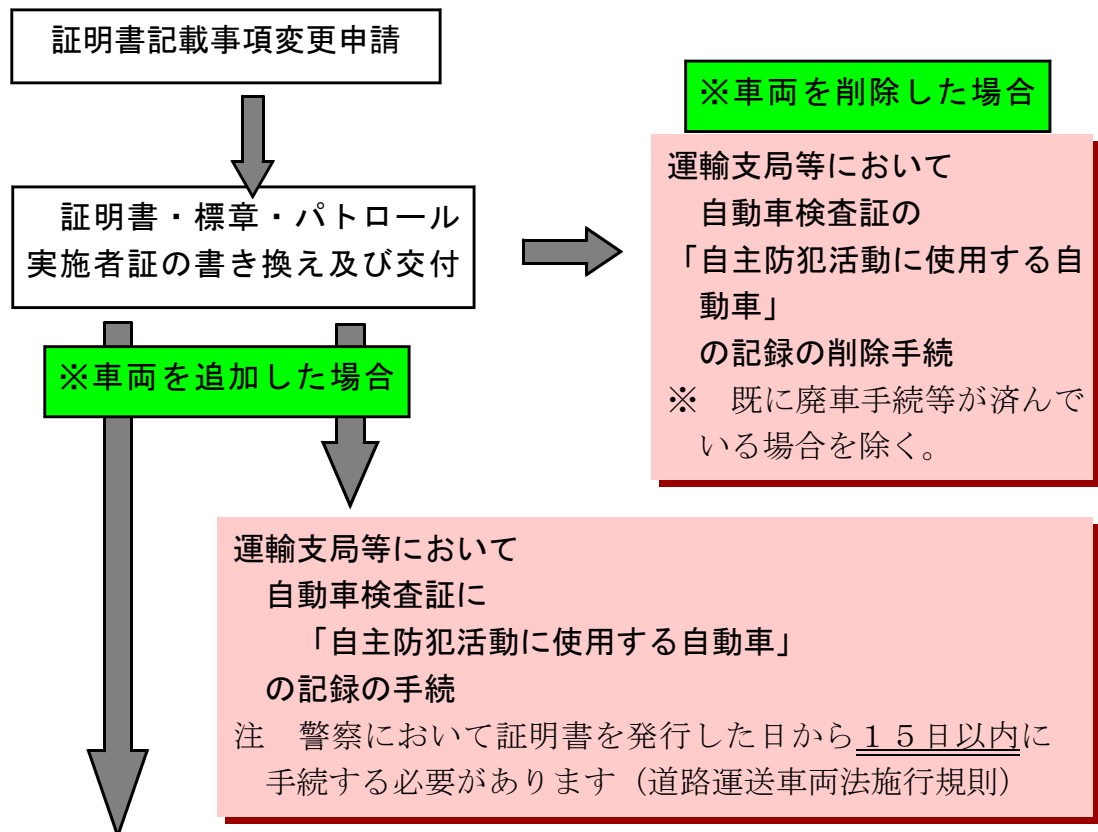
- 1 証明書記載事項変更申請書(別記様式第9号)
- 2 変更しようとする自動車検査証記録事項が記載された書面
- 3 変更しようとする車両の塗色等が分かる写真
- 4 変更しようとする車両の標章

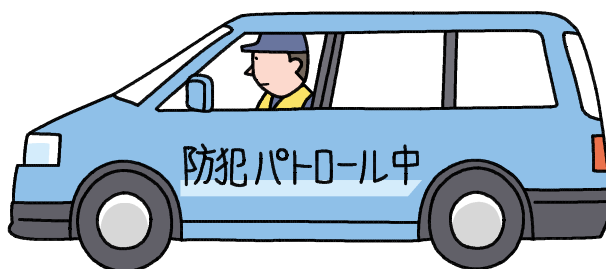
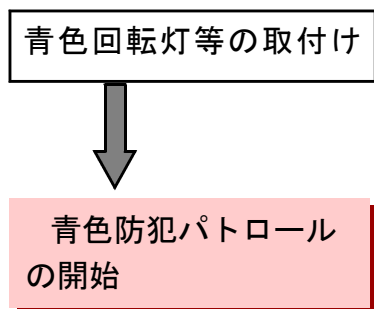
⑤ パトロール実施地域の変更

- 1 証明書記載事項変更申請書(別記様式第9号)
- 2 パトロール実施地域の見取図(新たに追加又は削除する地域が分かるように表示すること)
- 3 交付を受けている証明書
- 4 交付を受けている標章(全車両分)
- 5 交付を受けているパトロール実施者証(全員分)

3 申請の流れ(フローチャート)

証明書記載事項変更申請の流れは下記のとおりです。





第4 パトロール実施者変更申請の手続

パトロール実施者を変更しようとする場合には、パトロール実施者変更申請を行う必要があります。

パトロール実施者を変更しようとするとき（新たにパトロールを実施することになる者又はパトロールを実施しないこととなる者がある場合）は、新たにパトロールを実施することになる者の氏名が確認できる資料（運転免許証の写し等）又はパトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、「パトロール実施者変更申請」を行う必要があります。

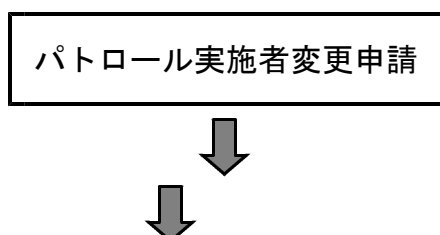
1 パトロール実施者変更申請に必要な書類

パトロール実施者変更申請に必要な書類は、下記のとおりです。

- 1 パトロール実施者変更申請書（別記様式第10号）
- 2 新たにパトロールを実施することになる者の氏名が確認できる資料（運転免許証の写し等）
- 3 パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証

2 申請の流れ(フローチャート)

パトロール実施者変更申請の流れは下記のとおりです。



パトロール実施者証の交付

- ◆ 新たにパトロールを実施することになる者がいない場合は、申請書類の提出のみで手続きが完了します。

第5 返納届について

青色防犯パトロール活動を停止した場合には、証明書・標章・パトロール実施者証を返納しなければなりません。

団体が青色防犯パトロール活動を停止したときは、警察に「返納届」を提出するとともに、交付を受けていた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければなりません。

1 返納届に必要な書類

返納届に必要な書類は下記のとおりです。

- 1 返納届（別記様式第12号）
- 2 交付を受けていた証明書、標章及びパトロール実施者証

2 手続の流れ(フローチャート)

返納届に伴う手続の流れは下記のとおりです。

- ・ 返納届
- ・ 証明書、標章、パトロール実施者証の返納



運輸支局等において
自動車検査証の
「自主防犯活動に使用する自動車」
の記録の削除手続
※既に廃車手続等が済んでいる場合を除く。



第6 デモンストレーション等運行実施申請について

自主防犯活動の活性化に寄与する活動として青色回転灯等を装着した車両を運行する場合には、手続が必要になります。

青色回転灯等を点灯させた運行は、原則として証明書に記載された地域の自主防犯パトロールに限定されています。

しかし、自主防犯活動を行う団体や警察から要請を受け、青色回転灯等を装備した自動車を使用した「デモンストレーション」、「出発式」、「パレード」などの「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」として証明書の実施地域以外で青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、「デモンストレーション等運行実施申請」を行う必要があります。

1 「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」として認められるケース

「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と認められる場合としては次のようなケースが考えられ、いずれも事前に警察に対し申請を行い認められれば、青色回転灯等を点灯させた運行が可能となります。

◆ デモンストレーション

自主防犯ボランティア活動を行う団体その他の組織（要請団体）からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なく、要請団体に対し、実施要領等を示す活動

◆ 合同パトロール

要請団体からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域外において、青色回転灯等を装備した車両を運用する団体同士が合同でパトロールを実施する活動

※ 交付されている証明書に記載されたパトロール実施地域内で行う場合には申請不要

◆ 出発式・パレード

要請団体からの要請により、既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なく「出発式」又は「パレード」を行うことにより、「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と判断される活動

◆ その他

上記のほか、自主防犯パトロール以外の活動で「自主防犯活動の活性化に寄与するもの」と判断される活動（可否については個別に判断することとなる）

2 デモンストレーション等運行実施申請に必要な書類

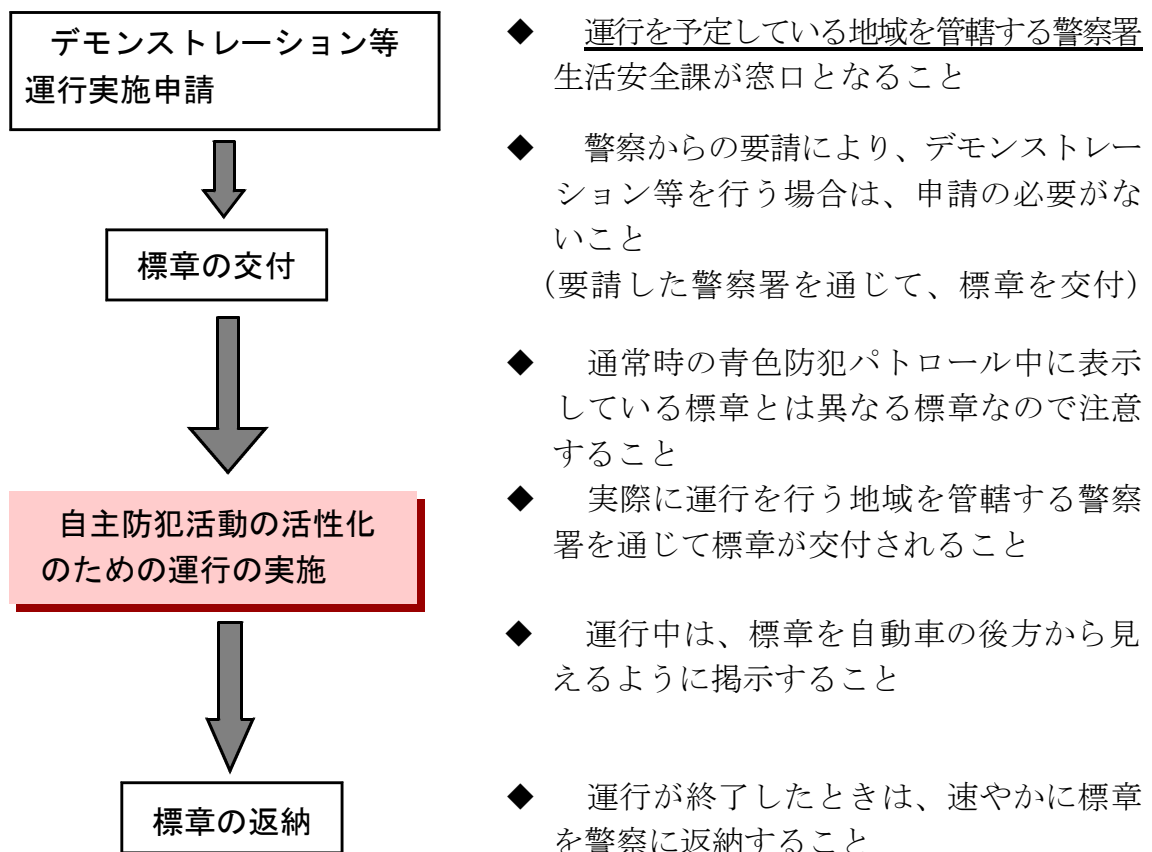
デモンストレーション等運行実施申請に必要な書類は下記のとおりです。

- 1 デモンストレーション等運行実施申請書（別記様式第13号）
- 2 要請団体からの要請文書
- 3 運行する範囲、経路が分かる地図など

警察からの要請によりデモンストレーションを行う場合、申請は不要です。

3 手続の流れ(フローチャート)

デモンストレーション等運行実施申請の手続の流れは下記のとおりです。



※ 道路使用許可の要否について

デモンストレーション等の運行は、原則として自主防犯パトロール活動と同様の方法により交通上支障が生じない範囲内において行われることとしますが、道路に人が参集するなど、交通上支障が生じるおそれがある場合は、別途道路交通法に基づく「道路使用許可」が必要となる場合がありますので、事前に警察署交通課に相談してください。

第7 証明の取消しについて

青色防犯パトロールが行われていないのに証明書を返納しない場合や、パトロール中に違法行為を行うなど、不適切な活動を行ったときは、その証明を取り消すことがあります。

1 証明が取り消されることがある場合

- (1) 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があったとき
- (3) 証明書の交付を受けた団体が青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たす団体（第1－1団体の要件を参照）でなくなったとき
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき（第1－1－②参照）
- (5) 青色防犯パトロールの実施者が正当な理由なく受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったときや配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったとき、その他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき
- (6) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき
- (7) 第1－1－④の事項を遵守していないと認められたとき

※注意事項

適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために実施していますので、講習受講後おおむね3年が経過するまでの間に再度講習を受講すること。

2 取消し通知

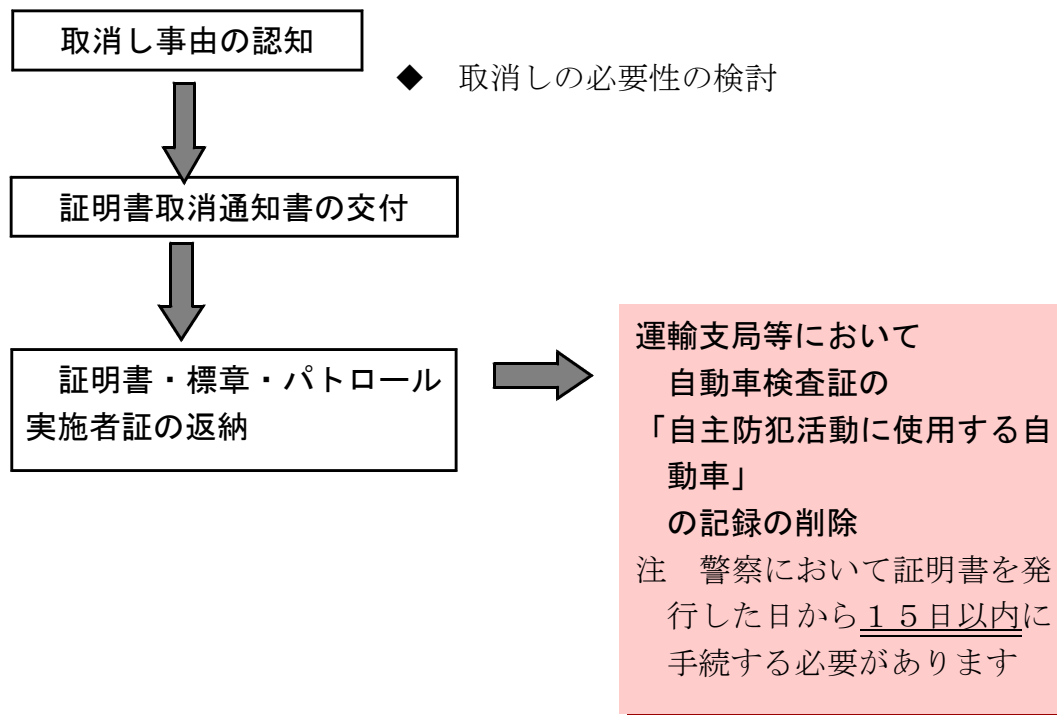
証明の取消しが必要と認められるときは、警察本部生活安全部生活安全企画課を通じて、当該団体に対し、証明書取消通知書が交付されます。

取消通知を受けた団体は、速やかに交付を受けていた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納してください。

また、青色防犯パトロールに使用していた車両の「自動車検査証記録事項が記載された書面」から「自主防犯活動に使用する自動車」の記録を削除する手続も行う必要があります。

3 取消し手続きの流れ(フローチャート)

証明の取消しの流れは次のとおりです。



※ 申請様式「別記様式」については、宮城県警ホームページからダウンロードして御使用ください。

証 明 申 請 書				
年 月 日				
宮城県警察本部長 殿				
申請団体の名称				
代表者の氏名				
青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。				
団 体	名 称			
	所在地			
	電話番号	(F A X)		
代 表 者	氏 名		年 齢	
	住 所			
	電話番号	(F A X)		
	緊急時の連絡先			
団 体 の 区 分	☐ ①都道府県 ☐ ②市区町村 ☐ ③都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 ☐ ④都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体 ☐ ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 号の一般社団法人又は一般財団法人 ☐ ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の法人 ☐ ⑦地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体 ☐ ⑧上記①～⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると思われる団体 ☐ ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者 （該当する項目の□にレを入れる。⑨については括弧内に①			

	から⑧のいずれかの丸数字を入れる。)	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

【添付書類】

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）
- ③ 誓約書（別記様式第4号）
- ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

備考

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用
者との関係の欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面等
で確認の上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録
番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装備しようとする自動車複数ある場合には、継続用紙を
使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発 足 年 月	年 月
	団 体 の 規 約	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	会 員 数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること）
	主たる構成員	
	会 員 名 簿	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	主な活動内容 (複数可)	☐ 自主防犯パトロール (☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ その他 ()) ☐ 防犯広報 ☐ 危険箇所点検・地域安全マップ作成 ☐ 防犯教室・講習会 ☐ 防犯指導・診断 ☐ 環境浄化 ☐ 子供保護・誘導 ☐ 乗り物盗予防 ☐ 放置自転車対策 ☐ 駐車・駐輪場警戒 ☐ その他 ()
	活 動 状 況	☐ 毎日 ☐ 週に () 回 ☐ 月に () 回 ☐ 不定期
青色防犯パトロールの概要	実 施 地 域	
	実 施 時 間 帯	
	実 施 期 間 (委託の場合は期間)	(委託期間 年 月 日～ 年 月 日)
	実 施 方 法	車両 台、従事者 名で実施
	パトロール計画書	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	自動車による 防犯パトロール 経験の有無	☐ あり (年 月～ 年 月) ☐ なし （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）
	自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）	

備考

- 1 構成員の欄は、〇〇町町内会の有志、〇〇小学校に通学する児童の保護者、〇〇商店街の有志、〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[illegible]

1 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

再 交 付 申 請 書

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付を受けたく、
申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用関係との関係
- 6 パトロール実施者

備考

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 9 号

証明書記載事項変更申請書			
		年 月 日	
宮城県警察本部長 殿			
申請者の名称 代表者の氏名			
次のとおり、証明証の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
変更内容		【旧】	【新】
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使用自動車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
申請者と車両の使用者との関係			
パトロール実施地域			

【添付書類】 ・代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書 ・使用自動車変更時・・・ ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面 ② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料 ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料 ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章 ・実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

パトロール実施者変更申請書			
年 月 日			
宮城県警察本部長 殿			
申請者の名称 代表者の氏名			
次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。			
団体の名称			
番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

- 備考
- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

返 納 届

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由
- 6 返納する標章 枚
- 7 返納するパトロール実施者証 枚

備考

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなった場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

デモンストレーション等運行実施申請書	
年 月 日	
宮城県警察本部長 殿	
団体の名称 代表者の氏名	
次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。	
証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	
備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。	

※ 同「別記様式」については、宮城県警ホームページからダウンロードして御使用ください。

